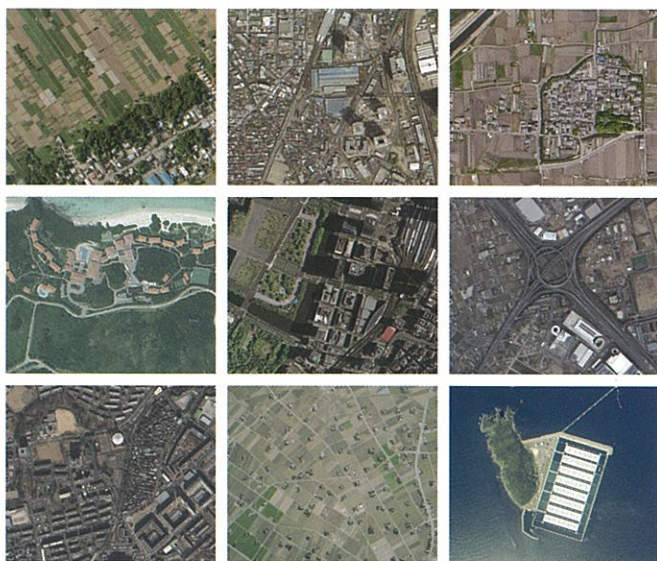


統計調査 答えてみれば 土地政策の 音がする

今年は明治150年。

我が国の近代的土地制度は、明治維新後、近代的な私的
土地所有権が確立し、土地の自由な取引が認められた
ことから始まっています。



空中写真出典：国土地理院ウェブサイト地図・空中写真閲覧サービス (<http://maps.gsi.go.jp/>) の
空中写真をもとに国土交通省土地・建設産業局にて加工

法人土地・建物基本調査は、我が国法人の土地・建物の所有と利用を把握するために、5年毎に実施される重要な統計調査です。
平成30年調査は、調査創設25周年を迎える大事な節目。
平成30年7月から全国の約49万法人を対象として実施します。

調査期間

平成30年7月～9月

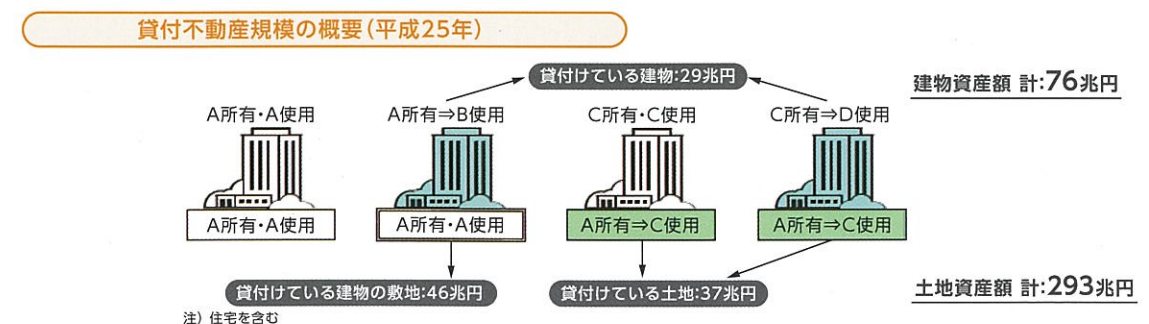
調査へのご協力をお願いいたします。

法人土地・ 建物基本 調査



こちらの
調査票を
ご確認ください

する、5年毎に実施される統計調査です。
の姿の変化について、最新の平成25年調査の結果を中心にご紹介いたします。



6 年々の土地の取得・売却も調べます

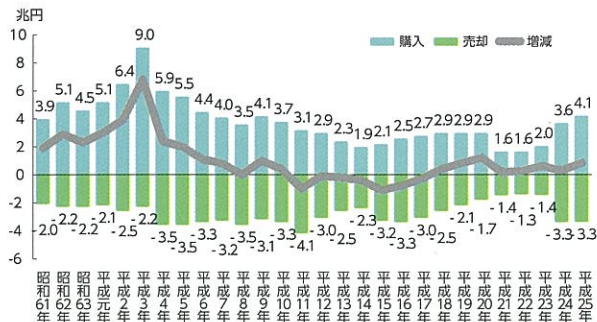
平成18年以降、会社法人の土地購入額が売却額を上回る。

5年に一度の調査では把握できない年々の土地の購入・売却の状況については、「土地動態調査」で、資本金1億円以上の会社法人を対象に調べています。

それによれば、購入額はバブル末期の平成3年がピークで、その後緩やかに減少した後、平成15年から緩やかに増加する中、リーマン・ショックの影響で平成21年に激減しましたが、再度回復基調となっています。購入額と売却額の差をみると、購入額と同様の傾向を示す中、平成11年から平成17年までは購入より売却の方が大きいためマイナスで推移し、平成18年以降はリーマン・ショック直後も含めプラスで推移しています。

なお、「平成25年法人土地・建物基本調査」では、「企業の土地取得状況等に関する調査」（一般統計）を統合して基幹統計として実施しましたが、平成30年調査においても同様に後継の「土地動態調査」（一般統計）を統合して基幹統計として実施いたします。

資本金1億円以上会社法人における
土地の購入額及び売却額の推移



資料：

「企業の土地取得状況等に関する調査」（昭和48年～平成23年）、「平成25年 法人土地・建物基本調査」（平成24年）、「土地動態調査」（平成25年）（すべて国土交通省）により作成

平成30年法人土地・建物基本調査について

平成30年7月より、統計的手法により抽出された全国の約49万法人を対象に「平成30年法人土地・建物基本調査」を実施いたします。

この調査は、法人の土地及び建物の所有及び利用の状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、総合的な土地政策のために必要な基礎資料を得ることを目的とした統計調査で、平成5年より開始され、以降、5年毎に実施されてきました。

第1回調査から25周年となる平成30年調査は、バブル期から四半世紀を経過し、本格的な人口減少社会への転換期となった現時点での我が国法人の土地・建物の所有・利用の実態の把握が期待されています。

なお、本調査は統計法に基づく国の重要な統計調査（基幹統計調査）として行われるもので、秘密の保持に罰則を伴う厳格な規定が設けられています。

これまでの調査の情報・統計表の入手方法

土地基本調査ホームページ

法人土地・建物基本調査

検索

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000058.html

土地基本調査へのお問い合わせは下記へお願いします

国土交通省 土地・建設産業局 企画課（土地基本調査担当）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館